

国策による労組つぶしは 許さない勝手連・滋賀

ニュース (かなま勝手連・しが)

第 65 号

2022 年 10 月 27 日
滋賀県大津市 稲村 守 方
TEL 080-5713-8629
メール
sinamu2002@yahoo.co.jp

関西生コン支部 法令順守(コンプラ)事件 結審 4年・50回の公判終了

判決は 2023 年 3 月 2 日 大津地裁

10月24日、関西生コン支部による工事現場や企業に法令順守をアピールする、いわゆるコンプラ活動事件が結審した。2018年11月2日の第1回公判から4年。雨の日も雪の日も一、傍聴席、最前列に詰めかけ、裁判の進行を流し続けた作業も、この日で一区切りがついた。コンプラ活動を巡る争いについては、2015年、5月14日の大阪高裁、民事法廷ですでに決着がついている。林圭介裁判長は「社会通念上、相当と認められる範囲を超えていない」と断定。コンプラ活動は合法—という決定を下しているのである。



つの総括 今回の警察(とりわけ滋賀県警組対課の暴走)、さらには検察(大津地検)の行動は、民法法廷で下された合法の決定に挑戦し、それを覆そうとする権力の犯罪という汚れた側面を持っていることは否定できない。来春、3月の判決で、畑山靖裁判長がこの権力犯罪の側面にどう触れるか。あるいは、凡俗な職業的裁判官によくあるように、一切これには目を向けず。些末な“違法行為”にのみこだわった判決文を書くのか。私の関心はこれに尽きる。今回のコンプラ事件は、9つの事案をまとめたもの。ここからはずれた「フジタ事件」などは、別の裁判官によって審理が進められている。しかし、こちらの法廷には体力的な理由もあって、私はもう付き合えない。

24日、「勝手連 しが」共同代表の田中 徹さんとのお別れ会があった。4年前に話を戻せば、田中さんはガン末期にある、という事実を知り、それなら私に加わります—と申し出た、ちょっぴり破格の理由がある。田中さんとの出会いと別れについては、また、別の稿としたい。(かなま勝手連・しが 共同代表 西村修)

かなま勝手連・しがの田中徹共同代表とのお別れ会も開催

公判後、反弹圧京滋実行委員会や反原発運動の仲間などが呼びかけ、8月に逝去されたかなま勝手連・しが田中徹共同代表(原発全廃!びわ湖一周デモ実行委員長)とのお別れ会が大津市内の滋賀県教育会館で開催された。

元小児科医の田中さんは社会の不正義を憎み、マイク演説や原稿論文発表を好まず、一にも二にも反原発や労組弾圧抗議での決起集会なканずく現地デモ行進、大衆抗議行動を最も大切にされた。末期がんの診断が下されても、3年前7か月30回連続の毎週土曜・大津警察署前抗議に参加された。そして具体的な気配りを仲間に行き届かせた。一方、パリコミュンなどの本格的理論研究も進められていた。

田中さんが命を懸けて闘ったこの関西生コン反弹圧、なканずくコンプライアンス「事件」、負けるわけにはいかない。たくさんのお若男女の仲間が運動家のありようを故人から学びあい、闘争勝利めざす闘いの強化のための互いの奮闘を誓い合った。(かなま勝手連・しが 稲村守)※右の写真は関生湯川委員長